平成十八年法律第九十八号 がん対策基本法

目次

総則(第一条—第九条)

がん対策推進基本計画等(第十条―第十二

基本的施策

第三節 第二節 研究の推進等 (第十九条)

がん医療の均てん化の促進等 (第十五条—第十八条) がんの予防及び早期発見の推進(第十三条・第十四条)

第一節

がん患者の就労等(第二十条―第二十二

がんに関する教育の推進 (第二十三条)

第四章 がん対策推進協議会(第二十四条・第二十五条)

(目的) 章

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたもの にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者(がん患者であった者をの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康 とにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めるこ となっていることに鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定 含む。以下同じ。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等及び事業主の責務を明らかにし、並びにがん

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

展させること。 がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、

二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療 (以下「がん医療」という。)を受けることができるようにすること。

三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択さ れるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。 が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者

れること 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施さ 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活

動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。 特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)の保護について適正な 他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、 配慮がなされるようにすること。 がん患者の個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その

合的に策定し、 前条の基本理念(次条において 及び実施する責務を有する。 「基本理念」という。) にのっとり、 がん対策を総

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、 かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 自主的

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第二 項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)は、 必要な対応を含む。)に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。)地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診(その結果に基づく

(国民の責務)

それのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、 じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならな 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるお 必要に応

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防 ん医療を行うよう努めなければならない。 に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切なが

(事業主の責務)

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、 が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。 国及び地方公共団体

(法制上の措置等)

第九条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなけ ればならない。

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

| 第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的 な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

の達成の時期を定めるものとする。 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びそ

厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3

2

4 協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、 関係行政機関の長と

5 に、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するととも

6 ットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネ

7 れを変更しなければならない。少なくとも六年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、こ少なくとも六年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、こ 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、

第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

8

|第十一条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推 進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であっ て当該行政機関の所管に係るものの実施について、 必要な要請をすることができる。

第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん 計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。 患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する

- 康増進計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介 護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるも 規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に
- 3 計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県 おけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進

のと調和が保たれたものでなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその第十三条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及 予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるもの

(がん検診の質の向上等)

第十四条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん 診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよ 検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検 がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

と判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患している 必要な施策を講ずるものとする。

3 握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 国及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア(がんその他の特定の りその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。 知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとす 第十七条において同じ。)のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な 疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによ

(医療機関の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状 関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。 態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機

国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を 図るために必要な施策を講ずるものとする。 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

2

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供さ れるようにすること、 がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるよ

> こと、医療従事者に対するがん患者の療養生活(これに係るその家族の生活を含む。以下この条 うにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保する 活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。 において同じ。)の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するた て同じ。)に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。 めに必要な施策を講ずるとともに、がん患者(その家族を含む。第二十条及び第二十二条におい

より得られた情報の活用等を推進するものとする。 転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。)、当該がん登録に (平成二十五年法律第百十一号) 第二条第二項に規定するがん登録(その他のがんの罹患、診療、 国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律

2

第三節 研究の推進等

第十九条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する な施策を講ずるものとする。 の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要 伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活 方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に

2 んに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるが

3 われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行 等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十 備のために必要な施策を講ずるものとする。 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療

がん患者の就労等

(がん患者の雇用の継続等)

第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に 対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。 (がん患者における学習と治療との両立)

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療 策を講ずるものとする。 とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、 必要な環境の整備その他の必要な施

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、 団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとす がん患者

第五節 がんに関する教育の推進

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深め 策を講ずるものとする。 ることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施

第四章 がん対策推進協議会

第二十四条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第十条第四項(同条第八項において準 用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、 いう。)を置く。 がん対策推進協議会 (以 下 「協議会」と

|第二十五条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

3 学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、 協議会の委員は、非常勤とする。 がん医療に従事する者並びに

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 則 抄 政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する

(施行期日) 則 (平成二〇年一二月一九日法律第九三号) 抄

該各号に定める日から施行する。 :一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 公布 当

第二十七条並びに附則第三条、 第八条、 第十九条、 第二十条及び第二十五条の規定

(政令への委任)

門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置第二十五条 附則第三条から第十条まで、第十三条及び第十五条に定めるもののほか、国立高度専 政令で定める。

(施行期日) 附則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)

公布の日から施行する。

第一条 この法律は、 (政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す る経過措置を含む。) は、政令で定める。

則 (平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 (処分等の効力)

いて同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条にお 規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの 法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

附則 の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律

(平成二十五年法律第八十四号)

の公

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号) 当該各号に定める日から施行する。 下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、

> 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、 それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後の 相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。 新法令

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措 定める。 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則) で置

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第一〇七号)

(施行期日)

この法律は、 公布の日から施行する。

1